

よりよい労使関係のために

静岡県労働委員会のご案内



労使間のトラブル解決のために各種制度を利用できます。

労働委員会では、労働組合・労働者個人と使用者との間の紛争を、中立・公正な立場で、迅速・円満に解決するための各種制度を設けています。公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員の、経験豊かな三者で構成された委員会が、解決のお手伝いをします。

対象：労働者個人、使用者
個別的労使紛争のあっせん

労働条件や解雇などをめぐり、労働者個人と使用者との間で生じたトラブル解決のお手伝いをします。

対象：労働組合、使用者
労働争議の調整

労働条件などの問題について、「あっせん」「調停」「仲裁」の3つの方法で労使間のトラブル解決のお手伝いをします。

対象：労働組合、労働者個人
不当労働行為の審査

憲法で保障されている労働者の団結権・団体交渉権・団体行動権を擁護するために、労働委員会に救済を申立てることができます。

個別的労使紛争のあっせん

県内事業所の労働者、または使用者のどちらからでも申請できます。

労働者個人

使用者

労働条件や解雇などをめぐり、労働者個人と使用者との間で生じたトラブルを、労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員があっせん員として、公平な立場でトラブル解決に向けてあっせんします。

あっせんの対象となる事項

解雇、労働条件の変更（賃金、賞与、退職金など）、配置転換、懲戒処分、パワハラなど

労働者側のトラブルの例

- 突然、解雇すると言われたが納得できない。
- 何の説明もなく、賃金を大幅カットされた。
- 上司からのパワハラに耐えられない など

使用者側のトラブルの例

- 従業員が、配置転換に応じてくれない。
- 部下への指導を、パワハラにとられ損害賠償を求められた など

このようなトラブルの解決を目指します！

あっせんの流れ

あっせん申請

申請書に記入して、最寄りの県民生活センターに提出してください。

事務局調査

事務局職員が、紛争当事者双方から、別々に事情をお聴きします。

あっせん

あっせん員が、公平な立場で話し合いによる円満解決をお手伝いします。

解決

あっせんの結果、双方が合意した場合、解決となります。

打ち切り

解決の見込みがない場合は、打ち切りとなります。

相談・申請窓口	所在地・電話番号（受付：月～金 午前9時～12時、午後1時～4時）
賀茂県民相談室	〒415-0016 下田市申531-1 下田総合庁舎2階 0558-24-2206
東部県民生活センター	〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 沼津商連会館ビル2階 055-951-9144
中部県民生活センター	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階 054-286-3208
西部県民生活センター	〒430-0929 浜松市中区中央1-12-1 浜松総合庁舎3階 053-452-0144

※固定電話からはフリーアクセス0120-9-39610で、お近くのセンターにつながります。

労働争議の調整

労働組合、または使用者のどちらからでも申請できます。

労働組合

使用者

労働組合と使用者との間に起こった紛争は、自主的に解決するよう努力しなければなりません、どうしても解決できないときは、労働委員会が公平な第三者として手助けを行います。調整の方法には、「あっせん」、「調停」、「仲裁」がありますが、最も簡易な「あっせん」が多く利用されています。

調整の対象となる事項

- 組合活動等に関する事項
組合活動の承認、労働協約など
- 賃金等に関する事項
賃金、一時金、退職金、賃金体系など
- 賃金以外の労働条件に関する事項
労働時間、休日、休暇など
- 経営又は人事の内、労働条件に関する事項
事業の休廃止、事業の縮小・企業合併、福利厚生、人員整理、配置転換、解雇など
- 団交促進に関する事項
上記事項の団体交渉に応じない場合など

このようなトラブルの解決を目指します！

調整の流れ

あっせんの流れ

調停の流れ

仲裁の流れ

申請

所定の方法で申請してください。(申請書は、HPからダウンロードできます。)

事務局調査

事務局職員が、労使双方から主張や経過などの実情を調査します。

あっせん

労使双方の言い分を聴いて合意点を探り、当事者間の自主的解決を促進します。

調停

調停案を示して労使双方に受諾を勧告します。調停案を受諾するかどうかは自由です。

仲裁

仲裁裁定を行います。当事者は裁定に従わなければならない、その効力は労働協約と同一です。

解決

打ち切り

不調(調停のみ)

取下げ

不当労働行為の審査

労働組合、または労働者個人から申立てができます。

労働組合

労働者個人

労働者が、団結して労働組合をつくり、使用者と対等な立場で話し合っ労働条件を決め、さらにそうした話し合いがつかないときにストライキなどの団体行動をすることは、労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権として憲法で保障されています。労働組合または労働者は、下図のような行為（不当労働行為）を受けたと思うときは、労働委員会に救済申立てをすることができます。

審査の対象となる主な事項

正当な理由のない
団体交渉拒否

組合活動を理由とした
不利益取扱い

組合運営などに対する
支配介入

審査の流れ

申立て

労働組合または労働者は、使用者の不当労働行為について、労働委員会に救済申立てをすることができます。

調査

救済申立てに係る主張や証拠の整理を行い、審査計画を定めます。

審問

不当労働行為の事実があるかどうか明らかにするための手続きで、証人を尋問します。

救済命令/棄却命令

労働委員会は、不当労働行為があったと認めるときは、申立人が請求する救済の全部または一部を認容する救済命令を出し、不当労働行為を認めないときは、申立てを棄却する命令を出します。

和解

当事者は、命令書が交付されるまでの間はいつでも和解をすることができます。当事者が自主的に和解できますし、審査委員が和解を勧める場合もあります。

お問い合わせ

労働委員会の利用や制度についてのお問い合わせは下記へどうぞ
静岡県労働委員会事務局
電話 054 - 221 - 2286
FAX 054 - 221 - 2860
〒420 - 8601 静岡市葵区追手町9 - 6 静岡県庁東館14階
<http://www.pref.shizuoka.jp/roui>